

## 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供や、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。また、発達障害を含む障害のある子供のニーズに応じた適切な支援が求められています。

すべての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、児童の状況に応じた切れ目のない総合的な取組を進める必要があります。

### 【1 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。
- 子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないよう、より一層の連携強化を図ります。
- 一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。
- 児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育てをしている親とその子供を温かく見守り、必要な時に手を差しのべるという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。

### 【2 社会的養護体制の充実】

- 社会的養護を必要とする子供が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できるよう、家庭的養護や施設の小規模化を進めます。
- 虐待等により問題を抱える子供たちへの支援を充実させるため、施設の機能を強化するとともに、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育を行います。
- 社会的養護の下で生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後まで、一貫して支援していきます。

### 【3 ひとり親家庭の自立支援の推進】

- ひとり親家庭が抱える様々な課題に的確に対応し、より安定した就業と子供の健全な育成につなげるため、個別・継続的な就業支援の充実や、相談支援の質の向上、子供の学習支援を推進するなどにより、ひとり親家庭の地域

での自立した生活を支援します。

- 母子家庭・父子家庭双方の特性やニーズに配慮しながら、必要なひとり親家庭に確実に支援が届くよう、関係機関の連携強化や施策の普及啓発に努めます。

#### 【4 障害児施策の充実】

- 障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、様々な子供・子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性に応じた支援をしていきます。また、社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

#### 【5 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

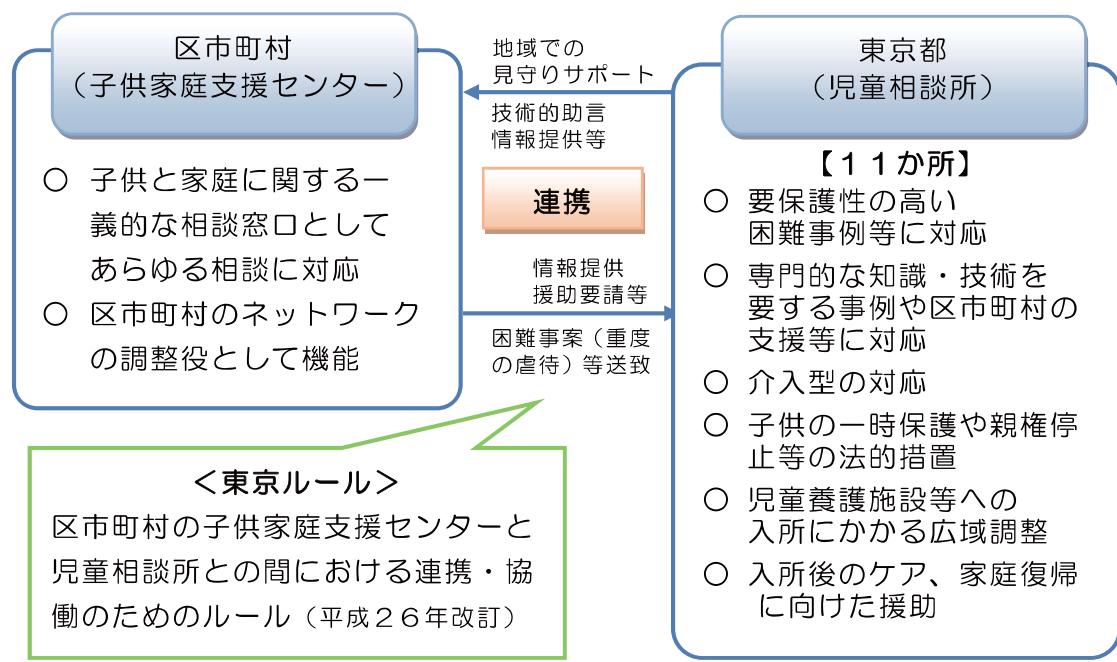
- 相談支援の充実や、自立支援員の配置等により、疾患を抱える児童の自立に向けた支援の充実を図ります。また、地域の関係機関とも連携し、対象者のニーズに応じた支援を実施していきます。



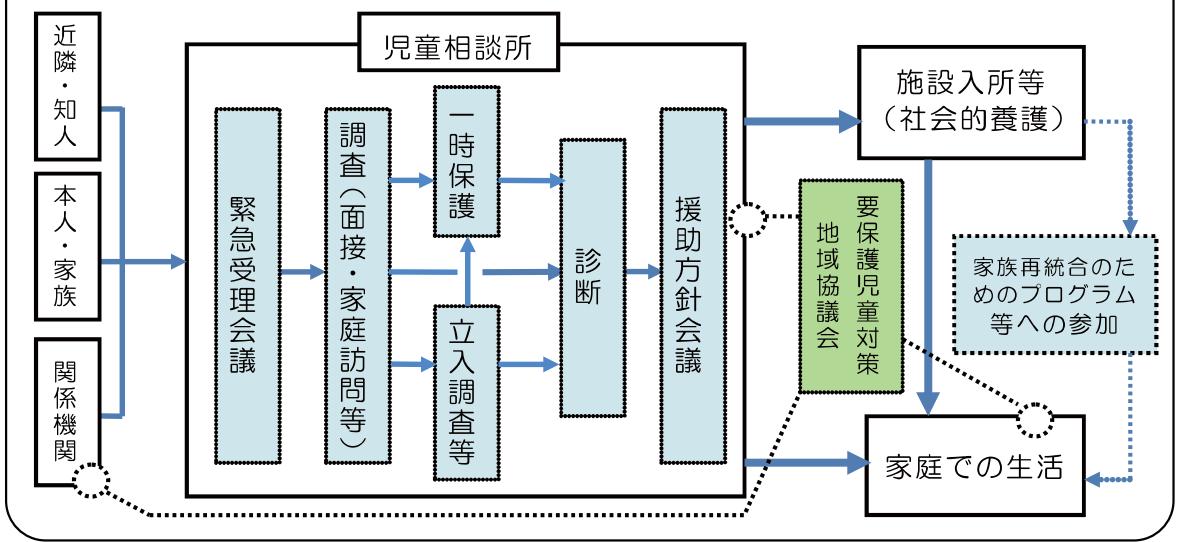
## 目標4 【1 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

区市町村の子育て支援機関と児童相談所との連携を強化するとともに、児童相談所の体制の整備や児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発により、児童虐待の未然防止と対応力の強化を図ります。

### 区市町村との役割分担及び連携の推進



### 児童相談所における虐待相談対応の流れ



## 目標4 【2 社会的養護体制の充実】

虐待など様々な理由から親と暮らすことのできない子供たちが、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを受け、健やかに育ち自立できるよう、社会的養護の充実・強化に取り組みます。

### 社会的養護の課題

- 被虐待児童や個別のケアが必要な子供が増加しており、適切な養育を受けられなかったことにより生じる様々な課題を解決するためには、一人ひとりの子供にきめ細かな支援が行えるよう、家庭的養護を推進するとともに、施設の専門機能や自立支援機能など、社会的養護施策の充実・強化を図ることが必要です。

### 具体的な取組

#### 家庭的養護の推進

子供が、家庭的な雰囲気の中で地域と交流をもちながら生活できるよう、養育家庭やファミリーホーム、グループホームなど、家庭的養護を一層推進していきます。

- ・養育家庭支援の強化
- ・法人型ファミリーホーム設置促進
- ・サテライト型児童養護施設

#### 施設等の機能強化

虐待等による問題を抱える子供への支援を充実するため、専門的な知識や技術を有する者を施設に配置し、きめ細かなケアや養育を行います。

- ・専門機能強化型児童養護施設
- ・専門養育機能強化型乳児院
- ・連携型専門ケア機能児童養護施設

#### 継続した自立支援

社会的養護の下で育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り開いていけるように、入所中から退所後まで、自立に向けて一貫して支援していきます。

- ・自立支援強化事業（自立支援コーディネーターの配置）
- ・ジョブ・トレーニング事業

## 目標4 【3 ひとり親家庭の自立支援の推進】

ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、安定した就業と子供の健全な育成に繋げるため、相談支援の質の向上や就業支援の充実、子供の学習支援の推進などに取り組みます。

### 自立支援の3つの理念

ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る

ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援

ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる条件の整備

### 自立に向けての取組

#### 相談体制の整備

○ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応し、関係機関が連携して適切に支援

- ・利用しやすい相談体制の整備
- ・相談支援の質の向上
- ・関係機関の連携・強化
- ・養育費相談・面会交流支援の実施
- ・必要な家庭に届けるための普及啓発

#### 就業支援

○ひとり親家庭のより安定した就業と収入確保のための支援

- ・正規雇用での就業や転職など状況に応じた支援
- ・安定就業の可能性を広げる資格取得や高卒程度認定のための支援等の実施
- ・地域の就業支援体制の強化
- ・在宅就業の機会の確保

#### 子育て支援・生活の場の整備

○ひとり親家庭が子供を健全に育成できるよう、多様な支援策を展開

- ・保育、学童クラブ、子育て支援など様々なサービスによる支援
- ・都営住宅優先入居による住宅確保支援
- ・学習支援事業（学習塾及び家庭教師派遣）のモデル実施
- ・母子生活支援施設における支援

#### 経済的支援

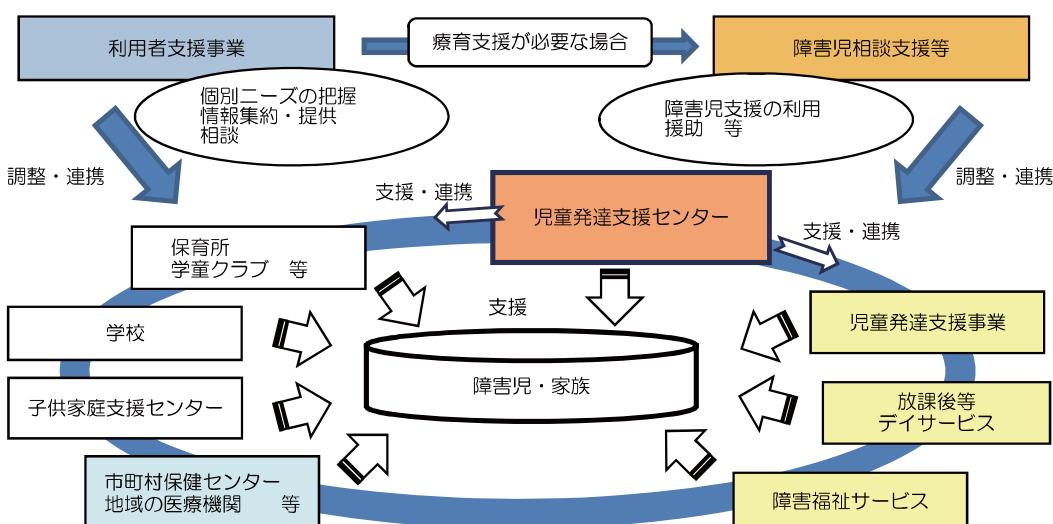
○ひとり親家庭の自立と子供の将来に向け、経済的に支援

- ・児童扶養手当、児童育成手当の支給
- ・母子及び父子福祉資金の貸付
- ・進学のための塾費用や受験費用の貸付
- ・ひとり親家庭への医療費の助成

## 目標4 【4 障害児施策の充実】

- 障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、様々な子供・子育て支援施策において障害児の受け入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性に応じた支援をしていきます。
- 社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を育えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

- 障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制構築に取り組みます。また、学校においては、「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。



【「個別の教育支援計画」を活用した  
一貫性のある支援の充実】

個別移行支援計画

学齢期

個別の教育支援計画

■ 児童・生徒のライフステージ  
等に応じた適時・適切な連携

就学支援シート

乳幼児期

家庭と保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関（病院、保健センター、幼稚園、保育所、子供家庭支援センター、障害児支援施設・事業所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、ハローワーク、障害者就労支援センターなど）との連携

## 目標4 【5 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図ります。

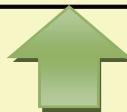
- 慢性疾患を抱える子供とその家族への公的支援策として、昭和49年度に医療費の自己負担部分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を開始
- 平成17年度に児童福祉法に根拠を持つ事業として法制化
- 小児慢性特定疾病対策の充実を図るため、平成26年5月、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立及び小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するための事業を児童福祉法に位置付け

### 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図ります。

#### 実施事業

- 相談支援事業  
療育相談支援、ピアカウンセリング等
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援  
関係機関との連絡調整  
各種支援策の利用計画の作成・フォローアップ  
患者個人に対し、地域における各種支援策の活用の提案等
- その他の事業



#### 地域関係機関とのネットワーク

地域関係機関と連携を図るとともに、情報を共有し事業を実施

- |               |           |
|---------------|-----------|
| ○ 地域の現状と課題の把握 | ○ 地域資源の把握 |
| ○ 課題の明確化      | ○ 支援内容の検討 |

## 《目標4 施策の体系》

### (1)児童虐待の未然防止と対応力の強化

- 要支援家庭の早期発見に向けた取組(再掲)
- 子供家庭支援センター事業(子供家庭支援区市町村包括補助事業)(再掲)
- 要支援家庭を対象としたショートステイ事業(子供家庭支援区市町村包括補助事業)(再掲)
- 児童相談所の体制と取組の強化
- 医療機関における虐待対応力の強化
- 児童虐待防止の普及啓発
- 子供の権利擁護体制の強化

### (2)社会的養護体制の充実

- 家庭的養護(養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム)の推進
- 児童福祉施設の整備
- サテライト型児童養護施設の設置
- 専門機能強化型児童養護施設制度
- 連携型専門ケア機能モデル事業
- 児童養護施設等の人材育成
- 東京都児童自立サポート事業
- フレンドホーム事業
- 専門養育機能強化型乳児院制度
- 養護児童に対する自立支援機能の強化
- 自立生活スタート支援事業
- 被措置児童等虐待の防止・対応強化

### (3)ひとり親家庭の自立支援の推進

- 東京都ひとり親家庭支援センター事業
- 母子・父子自立支援員の資質の向上(母子・父子自立支援員研修)
- ひとり親家庭等生活向上事業
- 配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援
- 在宅就業推進事業
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業
- 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- ひとり親家庭への相談窓口強化事業
- 東京しごとセンター事業
- 公共職業訓練の実施
- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- ひとり親家庭の子供の学習支援の推進
- 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援(再掲)
- 受験生チャレンジ支援貸付事業(再掲)
- 被保護者自立促進事業(再掲)
- 都営住宅の優先入居
- 母子生活支援施設等の支援力の向上
- 施設に入所する子供の自立支援の充実
- 母子生活支援施設等の施設整備
- 母子緊急一時保護事業(子供家庭支援区市町村包括補助事業)
- 児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付
- ひとり親家庭等医療費助成
- 自立援助促進事業
- 自立生活スタート支援事業(再掲)

### (4)障害児施策の充実

- 短期入所事業の充実
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 児童発達支援センターの設置促進
- 相談支援従事者研修
- 発達障害児等への支援の充実
- 障害児等療育支援事業
- 重症心身障害児(者)への支援の充実
- 肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実
- 特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発
- 特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発
- 知的障害特別支援学校における職業教育の充実
- 民間活力との連携による就労支援
- 特別支援学校のセンター的機能の発揮
- 公立学校における発達障害教育の推進
- 小・中学校における特別支援教育の普及・啓発
- 高等学校における特別支援教育の普及・啓発
- 特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発
- 特別支援教育の理解・啓発
- 都立特別支援学校における障害者スポーツの推進
- 子供の読書活動の推進(再掲)
- 特別支援教育を行う私立学校への助成

### (5)慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

## 目標4「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」の事業一覧

### (1) 児童虐待の未然防止と対応力の強化

再掲	要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉保健局
(*NO.37参照)		
再掲	子供家庭支援センター事業〈子供家庭支援区市町村包括補助事業〉	福祉保健局
(*NO.39参照)		
再掲	要支援家庭を対象としたショートステイ事業 〈子供家庭支援区市町村包括補助事業〉	福祉保健局
(*NO.43参照)		
143	児童相談所の体制と取組の強化	福祉保健局
児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図る。		
144	医療機関における虐待対応力の強化	福祉保健局
児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行う。		
145	児童虐待防止の普及啓発	福祉保健局
児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行う。		
146	子供の権利擁護体制の強化	福祉保健局
様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。		

### (2) 社会的養護体制の充実

147	家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム）の推進	福祉保健局
○ 平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していく。		
○ 養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。		
○ 養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施する。		
○ 児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き継ぎ設置を進める。		
○ 3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行なうグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援する。		
■事業目標（29年度） ファミリーホームを21か所（うち法人型8か所）設置する。		

148	児童福祉施設の整備	福祉保健局
児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進める。		
149	サテライト型児童養護施設の設置	福祉保健局
施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、グループホーム等の後方支援員を配置したサテライト児童養護施設を設置し、併せて地域の支援の強化を図る。		
■事業目標 29年度までに3か所		
150	専門機能強化型児童養護施設制度	福祉保健局
虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。		
■事業目標（29年度） 全民間児童養護施設（53か所）		
151	連携型専門ケア機能モデル事業	福祉保健局
都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行する。		
152	児童養護施設等の人材育成	福祉保健局
多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援する。		
153	東京都児童自立サポート事業	福祉保健局
児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進する。		
154	フレンドホーム事業	福祉保健局
児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子どもの健やかな育成を図る。		
155	専門養育機能強化型乳児院制度	福祉保健局
精神科医師や治療指導担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど養育機能を強化した専門養育機能強化型乳児院を試行し、被虐待児、病虛弱児、障害児等心身に問題を抱えた乳幼児の心身の回復を図り、その保護者等に対する支援を充実することにより、入所児童の家庭復帰の促進を図る。		
156	養護児童に対する自立支援機能の強化	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童養護施設等入所児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の充実や、児童養護施設に配置している自立支援コーディネーターによる支援の充実を図る。</li> <li>○ 児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置する。</li> <li>○ 施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集まる場（ふらっとホーム）を提供する。</li> <li>○ 施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図る。</li> </ul>		

157	<b>自立生活スタート支援事業</b>	福祉保健局
<p>児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、3年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除される。</p>		
158	<b>被措置児童等虐待の防止・対応強化</b>	福祉保健局
<p>「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応する。</p>		
<b>(3) ひとり親家庭の自立支援の推進</b>		
159	<b>東京都ひとり親家庭支援センター事業</b>	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談体制の整備 ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・面会交流支援事業を実施する。</li> <li>○ 就業支援 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会）、就業支援講習会、就業情報提供事業を行う。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行う。</li> </ul>		
160	<b>母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子自立支援員研修）</b>	福祉保健局
<p>身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図る。</p>		
161	<b>ひとり親家庭等生活向上事業</b>	福祉保健局
<p>ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援する。</p>		
162	<b>配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援</b>	生活文化局
<p>配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門員を中心とする電話相談、面接相談（精神科医による相談・法律相談）</li> <li>○ 子供の心のダメージの早期回復を図るための子供広場事業</li> <li>○ DV被害者が自立した生活を築くための講座</li> <li>○ 民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施</li> <li>○ 被害者支援民間団体への活動支援（人材育成、施設機能の強化等）</li> <li>○ 区市町村におけるDV相談支援センター機能整備に対する支援 等</li> </ul>		
163	<b>在宅就業推進事業</b>	福祉保健局
<p>在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行う。</p>		
164	<b>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</b>	福祉保健局
<p>ひとり親家庭の親の経済的自立を図るために、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進する。</p>		
<p>■事業目標（31年度） 62区市町村</p>		

165	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉保健局
母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組む。		
166	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	福祉保健局
母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組む。		
167	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉保健局
児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援する。		
■事業目標（31年度） 62区市町村		
168	ひとり親家庭への相談窓口強化事業	福祉保健局
福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行う。		
169	東京しごとセンター事業	産業労働局
東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援する。また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を実施する。		
170	公共職業訓練の実施	産業労働局
職業能力開発センター等において、求職者等を対象とし職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施する。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図る。		
171	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉保健局
ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣する市町村を支援する。		
172	ひとり親家庭の子供の学習支援の推進	福祉保健局
○ ひとり親家庭の子供サポートモデル事業 ひとり親家庭に育つ子供（小学4年生から高校生）に対し、学習塾形式及び家庭教師派遣型の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援する。 ○ 学習支援の推進 ひとり親家庭の子供を対象に含む学習支援（学習支援ボランティア事業または生活困窮者自立支援法の学習支援事業）について、都内全域での実施を推進する。		
■事業目標（31年度） 62区市町村		
再掲	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援	福祉保健局
(*NO.133参照)		

再掲	<b>受験生チャレンジ支援貸付事業</b>	福祉保健局
(*NO.134参照)		
再掲	<b>被保護者自立促進事業</b>	福祉保健局
(*NO.135参照)		
173	<b>都営住宅の優先入居</b>	都市整備局
ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供する。		
174	<b>母子生活支援施設等の支援力の向上</b>	福祉保健局
母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成する。また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化する。		
175	<b>施設に入所する子供の自立支援の充実</b>	福祉保健局
養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。		
176	<b>母子生活支援施設等の施設整備</b>	福祉保健局
老朽化した母子生活支援施設・婦人保護施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進める。また、老朽化遊具の撤去やパソコン整備による学習環境の改善など、入居者の生活の改善に資する整備について、支援を行う。		
177	<b>母子緊急一時保護事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞</b>	福祉保健局
緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施する。		
178	<b>児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付</b>	福祉保健局
○ ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援する。 ○ ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援する。事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類		
179	<b>ひとり親家庭等医療費助成</b>	福祉保健局
ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援する。		
180	<b>自立援助促進事業</b>	福祉保健局
母子生活支援施設や婦人保護施設等を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進する。		
再掲	<b>自立生活スタート支援事業</b>	福祉保健局
(*NO.157参照)		

#### (4) 障害児施策の充実

181	<b>短期入所事業の充実</b>	福祉保健局
保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要なときに、障害児（者）が短期間、施設に入所して必要な支援を受ける。		
■事業目標（29年度）	220人分の短期入所整備（障害者分を含む）	
182	<b>児童発達支援</b>	福祉保健局
未就学の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。		
183	<b>放課後等ディサービス</b>	福祉保健局
就学中の障害のある児童を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。		
184	<b>児童発達支援センターの設置促進</b>	福祉保健局
地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの設置促進を図る。		
■事業目標（29年度）	10か所増	
185	<b>相談支援従事者研修</b>	福祉保健局
障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。		
186	<b>発達障害児等への支援の充実</b>	福祉保健局
○ 発達障害者支援体制整備推進事業	発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児（者）の福祉の増進を図る。	
○ 発達障害者支援センターの運営	発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。	
187	<b>障害児等療育支援事業</b>	福祉保健局
在宅心身障害児（者）の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。		
① 在宅支援訪問療育等指導事業	相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは隨時訪問して、在宅心身障害児（者）に対する各種相談・指導を行う。	
② 在宅支援外来療育等指導事業	外来の方法により、地域の心身障害児（者）に対し、各種相談・指導を行う。	
③ 施設支援一般指導事業	障害児通所支援事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。	

188	<b>重症心身障害児（者）への支援の充実</b>	福祉保健局
在宅の重症心身障害児（者）と家族のため、以下の支援策を実施する。		
① 重症心身障害児在宅療育支援事業		
訪問看護及び訪問健診に加えて、NICU等に入院している重症心身障害児が円滑に在宅生活に移行できるよう早期支援を行う。また、研修の実施等による訪問看護師の育成、関係機関との連携会議の開催等により在宅療育を支援する。		
② 短期入所事業及び通所事業における超重症児（者）・準超重症児（者）受入促進員の配置		
濃厚な医療ケアを必要とする超重症児等の受入を促進するため、施設に対し、受入促進員の配置に必要な支援を行う。		
189	<b>肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実</b>	教育庁
都立肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒が増加しているため、常勤看護師に加え、18年度から非常勤看護師を配置している。また、23年度から非常勤職員（学校介護職員）の配置を進めており、28年度までに全校へ配置していく。これにより、教員の業務を見直し、役割を明確にするとともに、教員と学校介護職員等の専門家とのチームアプローチによる都独自の指導体制を構築する。		
190	<b>特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発</b>	教育庁
知的障害特別支援学校における一貫性のある自閉症教育の推進や、知的障害のある児童・生徒を対象とした教科指導及び各教科等を合わせた指導の指導内容・方法の充実を図る。		
191	<b>特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発</b>	教育庁
知的障害が中・重度の生徒の職業能力の開発・伸長に向けた教育内容の充実を図るとともに、保護者対象のセミナーを実施してキャリア教育に関する理解・啓発を図る。		
192	<b>知的障害特別支援学校における職業教育の充実</b>	教育庁
知的障害が軽い生徒を対象として、職業的自立に向けた専門的な教育を行う高等部就業技術科において、今後、更なる教育の充実を図る。		
知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う、高等部職能開発科の設置を拡充していく。		
193	<b>民間活力との連携による就労支援</b>	教育庁
特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図る。		
194	<b>特別支援学校のセンター的機能の発揮</b>	教育庁
特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒、保護者並びに保育所、幼稚園、小・中学校及び高等学校に適切に支援するため、特別支援学校は、各地域における特別支援教育のセンターとしての機能を発揮して、相談や情報提供等を実施する。		
195	<b>公立学校における発達障害教育の推進</b>	教育庁
すべての公立小学校への特別支援教室の導入を促進するとともに、医療・福祉等と連携した小・中学校及び高等学校への専門家の巡回体制の研究や、教員の発達障害に係る研修の充実など、発達障害の児童・生徒への支援の充実を図る。		
これらの取組に加え、発達障害に関する理解促進を含めて、発達障害教育の課題と必要な施策について検討し、小・中、高等学校それぞれの各段階を通じて、児童・生徒一人ひとりがその能力を最大限伸ばしていけるよう、総合的な計画を策定する。		

196	小・中学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁
主に読み書きに障害のある児童の指導法の研究・開発や小・中学校に設置されている自閉症・情緒障害学級の教育課程の研究・開発を行う。		
197	高等学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁
都立高等学校に在籍している特別な支援を必要とする生徒のために、都立高等学校と都立特別支援学校が連携して情報交換や事例検討を行う。		
198	特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発	教育庁
公立小・中・高等学校・特別支援学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の支援のため、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成と活用に関する実践的な研究を行う。		
199	特別支援教育の理解・啓発	教育庁
副籍制度の更なる充実を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解・啓発を積極的に進める。		
200	都立特別支援学校における障害者スポーツの推進	教育庁
都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発及び、小・中学校との交流における障害者スポーツの効果や具体的方策の試行を行う。		
再掲	子供の読書活動の推進	教育庁
(*NO.58参照)		
201	特別支援教育を行う私立学校への助成	生活文化局
私立特別支援学校等における特別支援教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費の一部を補助する。		

## (5) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

202	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	福祉保健局
慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るために、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。		

## コラム⑤

「OSEKKAI が子供を救う。」  
～児童虐待防止運動の推進～

- 都では、子育てしている親と子供を優しく温かく見守る行動のことを「OSEKKAI」とし、気になる子供に声をかける、不安を感じている保護者に、優しく声をかけたり、相談場所を教えるといった行動を通じて、児童虐待の未然防止や早期対応に繋げる取組を推進しています。
- 児童虐待防止の普及啓発キャラクター「OSEKKAIくん」を活用し、区市町村、医療機関、学校・教育機関、警察等の関係機関と協力しながら、様々な児童虐待防止の普及啓発活動に取り組んでいます。

## 「OSEKKAI」って？

お母さん・お父さんは悩んでいます。自分の時間がもてない、仕事もしなきゃいけない、子供をどうしつけていいかわからない…などなど。

そんなお母さん・お父さんに、優しく声をかけて、話を聴いてあげること、それが「OSEKKAI」です。



▲キャラクター「OSEKKAIくん」

- 各種イベントやキャンペーンなどに、ぜひ「OSEKKAIくん」をお呼びください！
- 東京 OSEKKAI 化計画ホームページ  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/osekkai/index.html>

## コラム⑥

## 養育家庭体験発表会

～あなたも養育家庭になりませんか？ 毎年、体験発表会を開催！～

- 都内には、親の病気や虐待など、様々な事情により、親元で暮らせない子供が約4,000人います。そのような子供を、自らの家庭に迎え入れ育てているのが「里親」です。
- 「里親」の中でも、養子縁組を目的とせずに、一定期間、子供を育てている家庭を、東京都では、養育家庭と呼び、一人でも多くの子供が養育家庭のもとで育つよう支援しています。
- この制度をより多くの方に知っていただくため、10月、11月の里親月間に中心に、都内各地（約50か所）で、養育家庭体験発表会を開催しています。
- 発表会では、里子を育てていくうえでの喜びや苦労についてのエピソードの他、会場により、養育家庭で育った元里子からのお話も聞くことができます。



▲養育家庭体験発表会のチラシ

## コラム⑦

## 地域との連携による生活困難家庭の子供支援（豊島区）

- 子供の貧困は見えない貧困と言われており、困難を抱えている家族と子供を早期に発見し支援につなげるためには、「地域の子供たちを地域で支える」視点が不可欠と考えています。
- 区内には、さまざまな課題を抱える子供たちを支援するため、自主的に活動している団体が複数あり、区ではこうした団体と連携し、居場所づくりや学習支援に取り組んでいます。
- また、社会福祉協議会では、地域の福祉課題の調整役としてコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を拠点ごとに配置しており、活動の一環として、各地域の民生委員・児童委員、青少年育成委員等の協力を得ながら、課題を抱える子供たちへの学習支援活動を実施しています。
- 生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、区では貧困の連鎖を断ち切るため、これまで以上に地域の団体や関係機関と緊密なネットワークを築き、生活困窮世帯の家族と子供をあたたかく見守り、支えていきます。



▲CSWによる学習会の様子

## コラム⑧

## ひとり親家庭の子供の学習支援

～勉強の仕方を学び、学習習慣を身に付けよう～

- 東京都では、ひとり親家庭に育つ子供を対象に、学習塾型と家庭教師派遣型の2つの形式の学習支援事業を実施しています。
- 小学4年生から高校生までを対象に、大学生等の学習支援ボランティアが勉強を教えます。学習を通して、子供とボランティアとの信頼関係が深まり、子供が日頃のちょっとした悩みなども相談できるよう支援しています。
- 保護者向けには、子供の学習・進学に関することや、思春期前後の子供との関わり方などのセミナーの開催や保護者同士の交流会を実施し、子供の学習への意識を高めることで、相乗効果が期待できます。

## &lt;参加した子供と保護者の声&gt;

- ・苦手だった科目がわかるようになった。
- ・都立高校に合格できた。
- ・ペースはゆっくりだが、着実に勉強に向かうようになってきた。
- ・身近にいない大学生との交流やお話が何よりも大きくなった。
- ・収入により子供の学力が違ってくるというニュースを見た。子供はやる気があるのに、今後、塾へ通わせてやれないのが辛い。



▲大学生ボランティアによる学習支援の様子